

会員向け学習会が開催されました

東成育成園支部 中島 由紀子

5月の勉強会は大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課の堀川係長にお越し頂き「障害支援区分認定調査」についてお話し頂きました。

知的障がい者や精神障がい者の特性を反映できていないのではないかと指摘されていた「障害程度区分」は、平成26年4月に、必要とされる支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に見直され、透明で公平な支給決定を実現する観点から新たな判定式が開発されました。

障害支援区分の審査判定プロセス



認定調査80項目

1. 移動や動作等に関連する項目 (12項目)
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目 (16項目)
3. 意思疎通等に関連する項目 (6項目)
4. 行動障害に関連する項目 (34項目)
5. 特別な医療に関連する項目 (12項目)

認定調査員マニュアルより堀川係長が抜粋された資料を見ながら、私達が答える際に留意するポイントを説明して頂きました。

- ・できたりできなかつたりする場合は、できない状況に基づき判断する。
- ・施設入所や家族同居等の普段過ごしている環境

- ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。
- ・日常生活に関連する項目では「開始から終了」「準備から片付け」までの一連の行為について支援が必要かどうか問われている。
- ・読み書きの調査は「文章」を読むこと書くことについてであり、単語を読める、名前を書けることではない。
- ・行動上の障がいが生じないように行っている支援や配慮・投薬の頻度を含めて判断するので、「行動上の障がいが見れないように支援している」場合は「障がいは現れる」と同等の評価となる。
- ・「調査日の●日前」と発生の期間を決めて尋ねられている場合、その期間以外に生じたものは特記事項に書いてもらう。

調査員は社会福祉協議会から来られていて、現在、大阪市では申請から認定まで2ヶ月かかるそうです。医師意見書や調査の訪問が遅れることでさらに日数を要するケースも有るので、特に主治医のいない人は意見書を書いてもらえる医師を前もって探し、受診しておくことも必要です。認定がスムーズに行なわれるよう、家族のサポートが大切と話されました。

医師意見書も今回の見直しでより細かく本人の状態を記載するようになっており、医師との面談や調査に立ち会う機会が多い小泉理事長は「医師意見書は区分決定の流れの中で重要な判断になり、生活面を尋ねる項目もあるので、お医者様に充分にご本人の状態をお伝えすることが大事です。」とおっしゃっています。

なお、調査員マニュアル、医師意見書記載の手引きは厚労省や大阪府のホームページに掲載されていますので、調査の前に読んでおくと質問の意図が分かり易くなると思います。

